

会計年度任用職員における職種の変更基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市病院局職員の給与に関する規程（平成18年病院局規程第17号。以下「給与規程」という。）第39条および函館市病院局職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程（平成18年病院局規程第35号。以下「初任給規程」という。）第37条ならびに函館市病院局会計年度任用職員に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づき，函館市病院局に任用される会計年度任用職員の職種の変更に関する基準について，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は，給与規程，初任給規程および取扱要綱において使用する用語の例による。

(適用の範囲)

第3条 医務作業職給料表を適用される者のうち，医務作業職Ⅰ－（1）から医務作業職Ⅰ－（3）の適用を受ける医師の事務作業補助（医療クラーク）および地域連携における患者サービス（連携クラーク）の業務に従事する会計年度任用職員とする。

(職種の変更)

第4条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合については，管理者はその職種を変更することができる。

(1) 医務作業職Ⅰ－（1）の適用を受ける者が，給与規程別表第5（7）に基づく2級の基準となる職務を有したと所属長が認めた者。

(2) 医務作業職Ⅰ－（2）の適用を受ける者が，その職種よりさらに高度な知識，技術および経験等を有したと所属長が認めた者。

2 前項の決定にあたっては，その者の職種を変更しようとする以前に実施された人事評価の結果を決定の基準とする。

- 3 人事評価による決定が著しく困難であり、管理者が特に必要と認める者は、面接および書類審査を課すことができる。
- 4 会計年度任用職員の職種を変更したい場合は、所属長が管理部長に内申する。

(在級期間)

第5条 前条の職種変更については、別表第1の職務期間年数表に定める経験年数期間を有していること。

- 2 前項における職務年数は、その職を異にする場合および会計年度任用職員が採用前に有していた前歴期間は通算しない。

(職種変更の除外)

第6条 別表第1に定める年数を満たしても、第4条第1項各号の基準を満たしていない場合は、その職種は変更しない。

(号給の変更)

第7条 第4条により職種を変更された会計年度任用職員の級および号給は、初任給規程別表第1(7)に規定される当該職種における職務の級および基準号給とする。

第8条 会計年度任用職員が、その職種における職責を果たすことが困難であると認めた場合は、所属長の申し出により管理者はその者の職種を変更することができる。

(職種における上限年齢)

第9条 前条の規定にかかわらず、医務作業職Ⅰ－(2)および医務作業職Ⅰ－(3)が適用される会計年度任用職員にあっては、その職種における上限年齢を60歳とする。

(下位の号給の変更)

第10条 前2条において職種を変更された場合の級および号給は、初任給規程別表第1(7)に規定される医務作業職Ⅰ－(1)における上限号給とする。

(変更の基準日)

第11条 変更の基準日は4月1日とする。

(任用の継続)

第12条 第4条および第8条から第9条により職種が変更された場合であっても、その者の任用されている期間は継続されているとみなす。

(適用の除外)

第13条 初任給規程第23条から第24条は適用しない。

第14条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定めるパートタイム会計年度任用職員は、適用しない。

(この要綱により難しい場合の措置)

第15条 特別の事情によりこの要綱によることができない場合には、管理者は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 職務期間年数表

現在の職種	新たに変更しようとする職種	
	医務作業職Ⅰ－(2)	医務作業職Ⅰ－(3)
医務作業職Ⅰ－(1)	12	
医務作業職Ⅰ－(2)		16

備考

- この表の適用を受ける者の職務期間は、現にその職にあった期間とし、前歴は含まない。ただし、第4条第1項各号に該当するに至ったと管理者が認めた場合は、別段の取扱いをすることができる。